

平成27年第3回定例会報告

第3回定例会には、平成27年度補正予算関係1件、条例関係2件、人事案件1件、その他の案件4件の合計8件が市長から上程されました。

今定例会に上程されました予算関係、条例関係、その他の案件の7件は、各常任委員会に付託され、6月18日、19日に審査し、本会議において、原案のとおり可決しました。

人事案件1件については、2日目に採決をし、原案のとおり可決しました。

また、「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」を全会一致で可決（3ページ参照）し、関係行政庁へ提出しました。

本会議での採決状況及び結果につきましては、次のとおりです。

議案名	採決結果	議案の主な内容
平成27年度土岐市一般会計補正予算（第1号）	全会一致	補正額 58,593千円
土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	全会一致	国民健康保険法施行令の一部改正に伴うもの
土岐市生活環境保全に関する条例の一部を改正する条例について	全会一致	環境対策審議会の委員の委嘱及び任命について見直すため
市道路線の認定について	全会一致	市内道路網の整備を図るため、市道の路線を認定しようとするもの
市道路線の変更について	全会一致	市内道路網の整備を図るため、市道の路線を変更しようとするもの
訴えの提起について	全会一致	市営住宅の入居者に対し、市営住宅明渡し等請求の訴えを提起するもの
東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更、同組合事務所の位置の変更及びこれらに伴う東濃西部広域行政事務組合規約の変更について	全会一致	東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務等を変更するため
人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	全会一致	大野健一さんの推薦同意

委員会報告

第2常任委員会

第2常任委員会に付託されました議案は、補正予算関係1件、条例関係1件、その他の案件3件でありました。

☆平成27年度土岐市一般会計補正予算（第1号） 中所管部分

質疑 債務負担行為補正、下石地区工業用地自然環境現地調査事業について、調査する内容は。

答弁 岐阜県自然環境保全調査実施要領に基づく調査で、総合調査、文献資料調査、現地調査等を実施するものである。

質疑 債務負担行為補正、土岐口開発アクセス道路詳細設計事業について、この事業に対する土岐口財産区の負担は。

答弁 財産区の負担については、今後詳細設計を進めながら協議して決定していく。

☆土岐市生活環境保全に関する条例の一部を改正する条例について

質疑 審議会委員を15人以内にした理由は。

答弁 土岐市審議会等設置運営要領の委員選任の適正化に基づく措置であり、また、現状に合わせ15人以内に変更す

るものである。

☆市道路線の認定について

質疑 市道12541号は、行き止まりの道路であるが、認定基準に合致しているか。

答弁 この路線については、先端にロータリーを設け往復ができ、通り抜けが可能である扱いとしているため、認定基準には合致している。



▲ 市道 12541 号

☆訴えの提起について

質疑 高額所得者の基準額は。

答弁 収入月額31万3千円である。

第1常任委員会

第1常任委員会に付託されました議案は、補正予算関係1件、条例関係1件、その他の案件1件でありました。

☆平成27年度土岐市一般会計補正予算(第1号) 中所得部分

質疑 新庁舎建設設計者選定審査委員のうち、学識経験者としてどのような分野から委員を選ぶのか。

答弁 建築、環境、行政システムに精通した学識経験者を想定している。



▲ 現庁舎

☆土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

質疑 賦課限度額の引き上げによる保険料の影響について。

答弁 高所得者の保険料は、上がる傾向にあるが、低所得者の保険料は、軽減措置の範囲が広がるため下がる。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成として、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象がB型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療と、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象外となる患者が相当数に上る。特に肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

さらに、身体障害者福祉法における肝疾患に係る障害認定の基準は、患者の実態に沿ったものとなっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

また、平成23年12月には、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に対して、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること。」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら具体的な措置を講じておらず、毎日120人以上の肝硬変・肝がん患者が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国におかれては、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。